

高山市の建設工事における最低制限価格制度について、令和4年7月15日以降の入札される案件より、一般管理費の算入率を以下のとおり改めることとしました。

※下図の赤字下線部が今回の改正箇所です。

土木一式

▼1億円未満

○最低制限価格

- ・直接工事費 × 0.97
  - ・共通仮設費 × 0.90
  - ・現場管理費 × 0.90
  - ・一般管理費 × 0.68
- 上記合計額 × 1.10

※予定価格の75%～92%の範囲内で設定  
 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。  
 ※各費目の算定は円止めとする。

▼130万円超

「建築一式」、営繕工事に係る【「電気」、「電気通信」、「管」、「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る）」】

▼1億円未満

○最低制限価格

- ・直接工事費 × 0.90 × 0.97
  - ・共通仮設費 × 0.90
  - ・（直接工事費 × 0.10 + 現場管理費） × 0.90
  - ・一般管理費 × 0.68
- 上記合計額 × 1.10

※予定価格の75%～92%の範囲内で設定  
 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。  
 ※各費目の算定は円止めとする。

▼130万円超

営繕工事以外の【「電気」、「電気通信」】、上水道工事及び下水道工事に係る「機械器具設置」

▼1億円未満

○最低制限価格

- ・機器費 × 0.92
  - ・直接工事費 × 0.97
  - ・共通仮設費 × 0.90
  - ・現場管理費 × 0.90
  - ・一般管理費 × 0.68
- 上記合計額 × 1.10

※予定価格の75%～92%の範囲内で設定  
 ※算定式で得られた総額は千円止めとする。  
 ※各費目の算定は円止めとする。

▼130万円超

①最低制限価格を下回る入札額の有無

有

○最低制限価格を下回る入札額は失格となります。

②入札参加資格要件の審査  
 ※一般競争入札（事後審査方式）に限る

※注意事項  
 ・予定価格を超えた応札は無効とします。  
 ・全者が予定超過した場合の再入札も同一の判定をします。

落札者の決定・契約締結